

市発注工事における積算誤りによる契約解除について（2例目）

市発注工事（令和6年12月20日契約）で、積算誤りにより入札時の設計書の金額に誤りがあったことが判明し、本年度2例目となる契約解除を行いました。

本件工事は一般競争入札で執行したものであり、適正な積算により入札を実施した場合、別の事業者が落札者となった可能性があります。

このため、市では公正な入札が行われなかったものと判断し、入札に参加された方に事情の説明と謝罪を行いました。また、契約の相手方とは3月17日に本件工事と本件工事に伴う付帯工事を契約解除し、現在、損害の賠償について協議しているところです。

度重なる積算誤りにより、関係者の方々にご迷惑をおかけし、また、市民の皆様の信頼を損なうこととなり、心からお詫び申し上げます。

（対象工事等）

- 対象工事 市道1015号線舗装修繕工事及び市道1015号線舗装修繕付帯工事
- 工事場所 森戸町外1町地内
- 入札方式 一般競争入札（付帯工事については、随意契約）

なお、前回（1例目）の積算誤りによる契約解除（市道30082号線舗装修繕工事請負契約）のプレスリリース（令和7年2月28日）の際、設計金額に変更が生じなかったものについて「軽微な誤り」と表現してしまいましたが、金額変更の有無にかかわらず設計の誤りは非常に重大な問題であり、適切な表現ではありませんでした。お詫びして、訂正させていただきます。改めて、ご迷惑をおかけした関係者の皆さまにお詫び申し上げますとともに、引き続き、積算誤りの原因調査及び再発防止策の構築に努めてまいります。

◎2ページから4ページにかけて詳細を記載しています。

【問い合わせ】

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1 銚子市役所

- 工事の積算に関する事項 都市整備課土木室 担当者：田中
☎0479（24）8261（直通） FAX：0479（22）3466
メールアドレス：dobokukoumu@city.choshi.lg.jp
- 契約事務に関する事項 財政課管財室 担当者：道下・谷下田
☎0479（24）8950（直通） FAX：0479（25）4044
メールアドレス：keiyaku@city.choshi.lg.jp

1 市道1015号線舗装修繕工事の設計誤りについて

(1) 経緯

①一般競争入札（市道1015号線舗装修繕工事）

- 令和6年12月2日 入札公告

- 令和6年12月17日 開札（A者・B者の2者が入札参加）

最低制限価格以上、かつ、予定価格以下で最低価格を入札したA者が落札候補者に決定。

- 令和6年12月20日

契約額（税込）6,820,000円でA者と工事請負契約を締結。

②随意契約（市道1015号線舗装修繕付帯工事）

- 令和7年2月21日 見積書の提出依頼通知

- 令和7年2月27日 見積額が予定価格内であったため決定。

同日

契約額（税込）1,243,000円でA者と工事請負契約を締結。

- 令和7年2月13日

入札に参加したB者からの情報開示請求に基づき、金額入り設計書を情報開示。

- 令和7年2月28日

「市発注工事における積算誤りによる契約解除について」のプレスリリースを行ったがその後、B者からプレスリリースでは示されていない「市道1015号線舗装修繕工事」についても設計書単価表に一部誤りがあり、予定価格と最低制限価格に変更が生じる可能性があるのではないかと指摘を受ける。

市において設計図書を再確認したところ、指摘どおりの積算誤りが見つかった。

適正な積算であった場合、B者が落札候補者となるものであったことが判明。あわせて誤った予定価格を基に諸経費の調整を行い契約した「市道1015号線舗装修繕付帯工事」についても一部違算を確認した。

- 令和7年3月17日

A者と市道1015号線舗装修繕工事及び市道1015号線舗装修繕付帯工事の契約解除について合意書を締結。

(2) 事業者への対応

- ① A 者に事情の説明と謝罪を行い、契約の解除に合意をいただきました。
なお、損害賠償金については、付帯工事分を含めて現在協議中です。
- ② 入札に参加した B 者に事情の説明と謝罪を行いました。
- ③ 当該工事については、設計内容を見直し、翌年度以降に改めて入札を行う予定です。

【開札結果】

(金額は税抜き)

B 者の応札	5, 5 9 1 千円	失格⇒積算誤りがなかった場合、落札候補者となった者
A 者の応札	6, 2 0 0 千円	契約の相手方⇒第 2 位
入札時 予定価格	6, 2 7 0 千円	誤った予定価格
入札時最低制限価格	5, 6 0 0 千円	誤った最低制限価格
見直し後 予定価格	6, 2 6 0 千円	正しい予定価格
見直し後最低制限価格	5, 5 9 1 千円	正しい最低制限価格

【誤りの内容及び原因】

No.	誤りの内容	原 因
1	設計書中の一部単価表における歩掛の適用年月の誤り	設計システムによる設計書作成過程において、過去の別工事のデータを複写して使用したが、データの更新を怠ったことによる。
2	設計書中の一部単価表の数量の入力誤り（1箇所）	設計システムによる設計書作成過程において、誤った数量を入力したことによる。

2 「市道 1 0 1 5 号線舗装修繕工事」、「市道 1 0 1 5 号線舗装修繕付帯工事」及び 1 例目の「市道 3 0 0 8 2 号線舗装修繕工事」以外の令和 6 年度発注工事の設計誤りについて

すでに契約解除を行った 1 例目の「市道 3 0 0 8 2 号線舗装修繕工事」の設計誤りの原因を調査する過程において、令和 6 年度に一般競争入札の方式で発注した都市整備課土木室所管工事の設計内容を確認しプレスリリースしましたが、プレスリリース後に業者からの指摘により新たな誤りが確認され 2 例目の契約解除に至ったことをより重大な誤りと捉え、再度、令和 6 年度に一般競争入札を執行した上記以外の 2 7 件の工事について、見直し作業を進めているところです。

3 積算誤りの原因

設計誤りを確認した工事の設計は、いずれも積算する過程で、誤った歩掛を使用したこと及び単価表の数量入力誤りに気付かず、工事金額を算出してしまうミスがありました。さらに、その後の検算によるチェック、審査過程でも、この誤りを発見できず、適正な設計による工事金額との差異が生じてしまいました。

4 再発防止

- (1) 今回の事例について関係部署で情報共有を図ります。また、積算誤り防止のための職場内研修を実施します。
- (2) 積算の方法やデータの改正については、国、県からの通達やガイドラインを注視し、最新の情報をもとに積算します。
- (3) 検算は現在も複数の職員で行っていますが、積算に用いた基データの確認が十分ではなかったために誤りを見つけることができなかったものです。検算の方法をマニュアル化し、工事ごとに検算用チェックシートを作成、積算の際に活用してチェック体制を強化します。

今後は設計、入札事務に不信感、疑念を持たれることのないよう、再発防止の指導を徹底してまいります

5 その他

前回（1例目）の積算誤りによる契約解除のプレスリリース（令和7年2月28日）の際、市道30082号線舗装修繕工事の1回目の一般競争入札の開札日を「令和6年12月4日」としていましたが、「令和6年12月3日」の誤りでした。お詫びして訂正させていただきます。